

高知県緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、南海トラフ地震等の災害発生時における孤立対策を推進するため、市町村、消防に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合（以下「補助事業者」という。）が行う緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付申請までに、整備箇所について高知県消防防災航空隊と適地調査の協議を完了させておくこと。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付申請までに、県と整備することの合意に関する協定を締結しておくこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第3号様式による補助事業実施

期間延長承認申請書を知事に提出して承認を得なければならないこと。

- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行う場合は、事前に別記第4号様式による補助金変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施箇所の変更
- (2) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更
- (3) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する重要な変更

2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書及び関係書類は、別記第5号様式によるものとし、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知

事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 県は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けた時。
- (3) 補助事業者又は補助事業者の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第6号から第9号まで、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助対象事業費 限度額	補助率
緊急用ヘリコプター離着陸場の整備 (整地、舗装、取付道路)	委託料 工事請負費	1,500万円/箇所	2分の 1以内

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき